

《次世代育成支援対策推進法に基づく》

日高信用金庫 「一般事業主行動計画」



職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備することによって、全職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる企業となるため「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 5年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 までの3年間

2. 計画内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【目標1：子育て目的の休暇の取得促進】

- 〈対 策〉 ●配偶者分娩時に特別休暇3日の取得促進
●子どもの育児・行事等での年次有給休暇の取得促進

【目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備】

- 〈対 策〉 ●職員の育児休業における待遇及び、育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
●育児休業期間の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
●育児休業を取得している職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標3：所定外労働時間削減のための措置の実施】

- 〈対 策〉 ●ノー残業デーの実施を徹底し、所定外労働の削減を図る

【目標4：年次有給休暇の取得促進のための措置の実施】

- 〈対 策〉 ●国の目標値である有給休暇取得率70%を実現するため、取得促進のための対策を継続実施する

(3) その他の次世代育成支援対策

【目標5：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供】

- 〈対 策〉 ●地元の小・中・高校生を対象とした総合学習やインターンシップ等の実施受入を積極的に行う

【目標6：地域における子どもの健全育成のための活動支援と子どもに関する地域貢献活動の実施】

- 〈対 策〉 ●スポーツ大会の主催や協賛・金融授業等への講師派遣などスポーツや文化を通じた育成事業を実施する
●地域の子どものためのスポーツ・文化活動等に職員が積極的に参加できるような支援を行う

以 上